

フランス初等教育無償法(1881年6月16日法) の成立過程研究

梅澤 収

1. 問題の所在

19世紀後半欧米先進諸国や日本に義務教育制度が成立してから、すでに100有余年経過している。しかし、現行の義務教育の「画一性」や「機能不全」（落ちこぼれ、不登校、いじめなど）を指摘して、今日、教育の「自由化」を主張する論、あるいは、無償制を批判し「受益者負担」¹⁾の徹底をもとめる論がある。それらはいずれも19世紀後半欧米先進諸国・日本で成立した義務教育制度の現状を批判して、その原理・構造・機能を検討対象とし、その代案として出てきているものである。

一方、戦後教育改革は、戦前の義務教育制度を反省・批判し、民主的に改革する、いわば“くみかえる”事業であった。しかしその改革が制度として、また国民の主体的力量としても定着しきらないうちに、その「骨抜き」がはじまった。したがって、教育の民主化という“くみかえ”事業の歴史的課題は、民間の民主教育運動のなかに引継がれざるをえなかった。その論理は「国民の教育権」「国民の学習権」の概念に凝集され発展してきている。それは、端的にいえば“国家の手から国民の手に教育をとりもどす”こと、すなわち、教育制度を国民の社会的共同事業としてとらえ、歴史的課題として教育制度の果たすべき役割・課題を自覚し、現実の矛盾を国民が社会的諸関係の中で主体的に統御していくこうとするものである。そこにおいて子どもの「発達権」保障が中核に据えられたことは、原理的に重要な視点であり、いかにしてそれを保障するのかという実践的課題を我々に提起している。しかし、この立場は、もちろんいわゆる「國家の教育権」と鋭く対立するものであった。

ところで、現行義務教育制度にたいする新自由主義の批判の核心は、教育を国家が独占的に供給し、かつ管理しているという「教育の国家独占」の問題である。²⁾そして、新自由主義の現行義務教育批判は、この点に関するかぎり鋭い問題提起となっている。

教育へ国家が介入する根拠は、具体的歴史過程に即して検討しなければならないが、教育経済学においては、一般につぎのように言われる。³⁾

1. 教育の社会的利益は、私的利息を越えており、社会全体としては個人以上に教育への投資から高い見返り(return)を得る。これは、教育の外部利益(external benefit)と一般にいわれているものである。具体的には政治的安定、共通の文化的・社会的価値等、いわゆる、「社会的凝集」(social cohesion)といわれるものを増進すること、あるいは、経済的社會的必要を満足すること、などがある。

2. 適切な基準の保障。

3. 教育は家庭の購買力(purchasing power)に比例して与えられるべきではなく、政府が責任をもって、教育の機会均等を実現すべきだという考え方。

以上の論点に対置して、国民の教育権の立場は、子どもの学習権の保障のためにこそ教育へ国家が限定的に関与できるとするであろう。その立場は、教育制度を社会的観点からみるよりも、まずは個人の人権および発達の保障の観点からみるというものである。しかし、歴史的にみるならば、教育に国家が全面介入せざるを得なかつたのは、「必要に迫られた事情」があった結果であり、まずはその具体的展開を明らかにすることが重要であろう。例えば、1. 資本主義的生産様式の下で機械制大工場の発展が、労働者の生活破壊、特に児童労働、婦人労働の苛酷な搾取を引起こす中で、「児童の権利」が主張されなければならなかつたこと。工場法の制定。そこで教育条例。2. 熟練を無用にし、しかもたえず進歩する機械の技術力に適応できる労働能力の育成の必要。3. 帝国主義間の植民地獲得競争に勝利するための国家的結束の強化、軍隊の強化の必要性、などが考えられる。

ところで、「国家の教育独占」の物質的基盤は、教育費の負担関係にある。すなわち、具体的には、家庭による授業料支払い制度を廃止し義務教育無償を原則とする

ことによって、その経費を自治体負担とすると同時に、国家が自治体の不足資金を公費補正するという財政制度に基づいているのである。この財政制度は、教育制度の維持費を自治体の租税と国家補助で負担することによって、教育を受ける子どもの家庭（親）が、それを直接的に負担することを廃止する。このことは、それだけを見れば、階級に規定された現実の家庭の経済力を無視し、隠蔽するともいえる。また、教育サービスの与え手である教師については、これを公務員とし、その給与負担を自治体・国家が行うことにした。こうして親・教師の関係は、自治体・国家を媒介にした形態に規定されることになった。

マルクスは、これに関連して「国家による国民教育」「国家を国民の教育者に任命すること」と、「一般的な法律によって民衆学校の財源、教員の資格や教科などを規定すること」「その法律的規定の実行を監督すること」を区別し、前者を否定し「反対に、国家が国民からはなはだ手荒な教育をほどこされる必要がある」としたが、この前者と後者の区別がとくに重要となろう。⁴⁾そもそも国家、自治体が教育に介入し財政負担をすることにしたのはどういう歴史的事情であり、またその際の正当化根拠と踏まえるべき原則は何なのかを明確にしておかなければ、「教育独占」の物質的基盤をもつ国家は、自ら「国民の教育者」として当然のようにふるまうことになる。従って、それを防ぐ社会的工夫が追及されるべきである。

本論稿は、以上の問題意識から、フランスの義務教育制度の原型のできた1880年代にさかのぼり、「義務無償制」の法律の成立過程でなされた議論を検討しようとするものである。1789年のフランス革命以降公教育の制度創設は大きな政治的課題のひとつであったが、義務・無償・世俗を原則とする近代公教育制度の成立までに約100年かった。その無償法の成立過程をフランスの無償制の歴史の中に位置づけ、そこでの議論を整理しながら、義務無償概念を再検討する手掛りとしたい。

2. 無償制の歴史——フランス革命から1880年まで⁵⁾

フランス革命期、近代国家の成立とともに国民教育の創設をめざして“公教育制度”構想が、真剣に議論されている。⁶⁾それは、1791年憲法第一編「憲法によって保障される基本諸規定」の中に“公教育”的次の規定があり、それを法律によって制度化し現実化するための議論であった。

「すべての市民 (les citoyen) に共通で、すべての人

(les homme) に不可欠の部分について無償の“公教育”(une instruction publique) が創設され組織される。」⁷⁾

フランス革命によって成立した近代国家が、「憲法によって保障される基本諸規定」のなかに無償の公教育を規定していたことは、注目に値する。市民革命は絶対主義国家を打倒、新しい近代国家をつくり、封建的な身分的拘束を排除して、個人の基本的人権の保障、市民の法の下での自由と平等を原則とする政治的解放を達成した。そのことによって、個人の主体的選択にもとづいた自己実現が基本となり、個人の個性と能力の開化の可能性が開かれた。公教育の創設は、この自由と平等の理念を実現し、個人の個性と能力の開化を図る重要な手段と考えられたのである。しかし政治的解放への一段階に過ぎず、現実には自然的不平等とあいまって、社会的経済的不平等が存在する。自由と平等の文脈で社会制度を編制しないかぎり、法の下での自由と平等は形式的なものにとどまった。実際の公民=市民も「財産と教養」のある階級に限られた。市民革命が決定的にした資本主義社会は、独立小商品生産者、工場制手工業 (マニュファクチュア) の段階から機械制大工業の段階へ移行するにしたがって、独自な形態でますます不平等を増大させていった。⁸⁾市民社会の理念は、たしかに自己の生産手段をもつ独立自営農民・小商品生産者に適合的で、そのエネルギーを引出したのであるが、自己の生産手段を持たず資本に労働力を売る賃金労働者が主体となってくると、かつての独立小商品生産者に適合的かつ現実性のあった市民社会の理念は、まったく理念と現実が乖離してしまった。⁹⁾

さて、革命後招集された立法議会 (l'Assemblée législative) で公教育委員会 (Le Comité d'instruction publique) は、あらゆる段階の無償を主張した。そこでの中心であるコンドルセ (A. Condorcet) の1792年4月20日議会報告¹⁰⁾は、近代国家にふさわしい自由と平等のための公教育という観点で貫かれている。

「この四つの段階の教育は、すべて無償とする。憲法の条文は、初等教育段階の無償制を宣言している。税金 (contributions) は資力 (facultés) に応じて支払うけれど、中等学校に通う子どもの数に応ずる教育支払いが、富裕者階級に有利な不平等を生むかぎり、一般的なものとみなしうる中等教育もまた、無償とせざるをえない。

その他の段階に関して、もっとも多い貧民階級の子どもに、その才能 (talents) を発達させる可能性を与えることは、公共の繁栄のために重要である。それは、より多くの市民 (les citoyens) が祖国に役立つことを、またより多くの人間 (les hommes) の科学が人間の進歩

フランス初等教育無償法(1881年6月16日法)の成立過程研究

に貢献できることを保障する手段であるだけでなく、さらに財産の差異から生ずる不平等を減じ、そのために生じがちな諸階級を解消する (meler) 手段でもある。」¹¹⁾

コンドルセは、貧民階級の教育機会を保障することが公共の繁栄につながり、財産の差異から生ずる不平等をなくす手段となると考え、そのためにあらゆる教育段階の無償を主張したのである。彼のこの考えは、その後の無償論に大きな影響をあたえた。

1792年12月20日のロンム (Romme) 報告は、1792年12月20日国民公会の第一公教育委員会でおこなわれた。彼はコンドルセの影響を大きく受けしており、法案第6条で「公教育のすべての段階において教育は無償とする」¹²⁾とした。一方、ルペルチエ (Lepeletier de Saint-Fargeau) は、ロンム報告の時に起草された「国民教育プラン」(Plan d'Education nationale) の中で、初等教育の生徒を、徹底的に「共和国の子ども」にしようとした。¹³⁾

「5歳から12歳までの男子、同じく11歳までの女子のすべての子どもは、区別と例外なく、共和国の費用で共和国の生徒になる。しかも平等の神聖な法の下ですべての人は着物・食物・世話を等しく受ける」。¹⁴⁾

この考え方は、共和国市民=公民の観点から、すなわち国家の成員としての教育を徹底的に追及したものである。“citoyen”的概念内容をいかにとらえるかが問題であろう。それは政治的共同体の構成員としては、「公民」であり、市民社会においては「市民=ブルジョア」となる。さらに、市民=ブルジョアの存在が、普遍的永続的存在として「人間」一般と同一視されるという事態も起こってくる。¹⁵⁾

ルソーが「『祖国』と『市民』という二つのことばは近代語から抹殺されるべきだ」というとき、この二つのことばは、古代スパルタ国家において典型的なもので、もはや近代国家にはふさわしくないと考えたからである。¹⁶⁾しかしながら、ルペルチエは、近代国家権力が組織する公教育の強制によって、その二つのことばを再生させようとした。

革命歴2年(1793)に入ると、教育の自由 (liberté de l'enseignement) という定式が支配的となり、自由をふまえた平等の原則を公教育に実現しようとしたコンドルセ案はすてさられた。ブキエ (Bouquier) は、教育の自由¹⁷⁾の原則を適用した二つの段階の教育を構想し、第一段階の教育に次のような形態を与えた。¹⁸⁾「すなわち、第一段階の学校を開設し教える権利 (droit d'enseigner) を行使したいすべての市民・女子市民は、

生徒から授業料を徴収しないで、生徒の数に応じて共和国から給料をもらう。」¹⁹⁾

また、フルクロワ (Fourcroy) が革命暦2年フリーメル19日に議会で行った報告は、彼の意味する「教育の自由」が、何であるのかを知るうえで興味深い。²⁰⁾その考え方は、近年の「自由化」論に見られるように、「競争原理」と民間の学校経営を主張するものである。

「教師の自由な産業 (l'industrie de professeurs libres) にまかされ、生徒によって報酬が支払われる私的な (privé) 教育が、国家給与 (un traitement de l'Etat) である教師による公的かつ無償の教育よりも好ましい。…自由は多くのものの中で第一のそして最も確かな原動力 (le mobile) である。各人は、知識と芸術、および声から身振りまですべてに関して好きな教師を選ぶ権利 (le droit) をもっている。レッセ・フェール (laisser-faire) は、最も確実な成功の秘密であり、また唯一の道である。…多少高い授業料を取る私立学校に勉学心に燃える人々が集まることが、それを証明していないだろうか。…天才の努力は、競争相手の努力による刺激が必要である。…知識が豊かなことが示された教師すべてが学校に招かれる。彼らに忠実な生徒の数が、所与の期間の後には彼らの成功と真価の尺度となる。若者は、ふさわしい教師を選ぶ自由がある。また彼らの両親の財産は学問に専念するに十分ではないので、共和国は授業と生計の費用を支払う必要がある。」²¹⁾

この考え方は、私的な領域における生徒・親と教師との、授業料を媒介とした直接的関係の方が、国家による公的教育制度——国家から給与をもらう教師、親による授業料支払いを廃止した無償制——よりすぐれているとするものである。ただし、「共和国は授業と生計の費用を支払う必要がある」としていることから、国家による生徒・親への直接的補助は認めているのである。つまり、学校の供給には国家が介入しないすべて私学に委ねるというものである。このような考え方について、コンドルセは、「教師の側が収入を増やすために子どもを増やしたいというのは、多くの生徒の感情にあうものではない」として、教師の競争心 (l'émulation) が教育施設間の競争を生むことに批判的であった。²²⁾

フランスのその後の歴史的な展開ではフランス革命期の無償公教育の理念は現実化せず、原則的には授業料を徴収するという考え方となった。しかし例外として“公立小学校において、貧民の子ども、すなわち支払い能力のない親の子どもからは授業料をとらない”という考えが支持されてきた。フランスでは前者を“絶対的無償 (gratuité absolue)”あるいは“完全無償 (gratuité par-

faitement)" といい、後者を "部分的無償 (gratuité partielle)" あるいは "限定的無償 (gratuité restreinte)" とよんでいる。²³⁾

革命暦4年ブリューメル3日法 (1795. 10. 24) が、原則として授業料の徴収を規定した最初であり、同時にこの法が貧困者のために生徒の4分の1は授業料を免除する規定を設けた。ここに絶対的無償の原則は無視されることとなり、この法律以降は部分的無償に基づいて公教育がおこなわれた。革命暦10年フローレル11日法 (1802. 3. 1) も授業料徴収を原則とし「全生徒の5分の1は授業料不徴収でよい」とした。1833年6月28日法 (ギゾー法) は、一定数の住民のいるコミューンに公立小学校の設立を義務づけたが、ここでも有償、すなわち授業料徴収を原則としたうえで、「コミューン立初等学校において市町村教育評議会 (conseil municipaux) が(授業料) 支払い不能と認める生徒は、無償で入学を許可される。」と規定した。²⁴⁾

1848年の二月革命後の1848年11月4日憲法第13条は、「社会は、無償初等教育と職業教育によって労働の発達をはかる」と規定し、²⁵⁾初めて労働と教育の関連を憲法的に位置づけた。これは、フランス革命期の公教育の観点を質的に発展させ、社会的分業の担い手としての労働者という具体的な存在からとらえ直した規定であり、労働者の生活と職業の観点からする画期的な公教育把握である。ただしこの憲法は、流産した憲法草案にあった「教育への権利」が規定されていないなど、マルクスが指摘しているように、後退の産物であった。²⁶⁾

カルノー (Hippolyte Carnot) 教育大臣によって1848年の憲法議会 (l'Assemblée constituante) に提出された初等教育法案は、その第6条で「公立学校において、教育は無償である」としていた。²⁷⁾ 彼によれば、「我々は、無償の初等教育、およびそれを義務とすることを望む。なぜならば共和国の学校の席に関して、富裕者の子どもと貧困者のそれの区別は存在すべきではないから」²⁸⁾ であった。しかしこの法案を受けた委員会は、無償制を無視した。セントイレール (Barthélemy Saint-Hilaire) はその理由を次のように述べた。

「現状からすれば、公的なばらまきは、認めることができない。間違いなく絶対的無償は意図した目的に反するものとなろう。それは教育の進歩に貢献するどころか、それを台無しにするであろう。」²⁹⁾

こうして委員会は、現行制度の一種の半無償 (une sorte de semi-gratuité) を支持した。次に、憲法議会は1849年1月5日に書記がジュール・シモン (Jules Simon) である委員会を選出した。この委員会は、同年

2月5日に法案を提出したが、それは1847年のサルバンディ (de Salvandy) 法案と同じ理念であった。その第22条は、「初等教育は、親が支払い不能の子どもに対して、無償とする。」とし、第23条は「コミューンはその財源に基づいて初等教育の絶対的無償を創設できる」とした。³⁰⁾

1850年3月15日法 (ファルー法) は、同じ規定である。第24条「初等教育は、両親が支払い能力のない子どもすべてに無償とする。」第36条第3項「すべてのコミューンは、資金が許すならば完全無償の学校を一つまたはいくつか経営する権限をもつ」³¹⁾。これは、完全無償をコミューンの裁量にまかせた規定である。市町村教育評議会は、この原則を十分適用し、無償生徒数の割合が、35% (1850年) から40% (1852年) になったという。³²⁾

第2帝政のもとで、デュルイ (Victor Duruy) は、初等教育の絶対的無償の創設を再度試みた。1865年3月6日にナポレオン3世に提出した報告の中で彼は、次のように述べた。

「まったくの共有 (la communauté) の経費で民衆教育 (l'enseignement populaire) の良き普及を保障し、初等教育を大きな公務とすることは第一の社会的利益 (un intérêt social) である。」

デュルイ報告の要旨を示せば次のようになる。1. 民衆教育は、一大公共サービスである。2. このサービスは、公共に利益を与えるすべてのものと同様に、公共全体によって支払われなければならない。3. 投票権は、そのコロラリー (系) として教育の義務を必要とし、すべての市民は武器をもち税金を支払わねばならないので、読みを知らねばならない。である。

デュルイも、頑強な反対に会った。しかし、デュルイは、完全無償を実施するコミューンに補助を行う具体的規定を加えた。1867年4月10日法第8条がそれである。

「完全無償学校を一つまたはいくつか経営するという1850年3月15日法第36条第3項の権限行使したいすべてのコミューンは、固有の資金および同法によって認められた特別100分税 (des centimes spéciaux) の他に、その維持のために四種の主要直接税に付加する100分の4税を超えない臨時課税 (une position extraordinaire) ができる。前項に示す資金が不足する場合、県教育評議会の意見を聴いて県の基金に基づいてコミューンに補助が認められる。それが不足の場合、国家の基金に基づいて公教育予算のための毎年の特別費用 (credit spécial) の範囲内で補助がなされる。」³⁴⁾

1867年3月3日の官報『モニトール』 (le Moniteur)

フランス初等教育無償法(1881年6月16日法)の成立過程研究

によれば、この手段は、学校に10万人以上の無償生徒を増やし、貧困家庭に100万フランの軽減を認めたという。³⁵⁾

2年後世論の圧力を背景にデュルイの後継者ブルボー(Bourbeau)は、立法規定によって初等教育の完全な無償原則を認めるときだと判断し、この趣旨の法案を準備して、コンセイユ・デタ(Conseil d'Etat)に送った。³⁶⁾

その後、普仏戦争の敗北を契機として、「パリ・コミューン」がおこる。これは、労働者階級が自前の統治機構・社会組織をつくろうとしたものであった。フランス革命、七月革命、二月革命という一連の文脈の中で、労働者階級が公教育制度、とりわけ無償制に対する考え方をどのように展開し制度構想を持ったのかを明らかにする必要がある。³⁷⁾

続いて成立した第三共和政は、労働者階級の自前の統治機構・社会組織の排除のうえに成立していることに留意しなければならない。1870年代から、義務教育制度確立の大きな動きがあった。法案を見ると実にさまざまな案が提出されている。(特に71年—76年7月)そのなかには「教育ヴァウチャー」案といえるものもある。だが、共和派内の足並みの乱れとカトリックを中心とする保守派(王党派)の抵抗に会い不成立に終わっている。³⁸⁾

しかし、マクマオン(McMahon)大統領の反共和主義的行動が明確となって、それに反対する共和諸派の団結のためにつくられた「18人委員会」(1876年11月結成)が、彼の反共和主義的行動(1877年5月16日事件)を挫折させてからは、共和政の基盤を確保するために、公教育制度を整備することがますます重要な政治的課題となつた。そのためには教育を国家が掌握する必要があった。

ワデントン(Waddington)大臣法案が、1877年1月29日に提出された。その法案は後継者バルドー(Bardoux)によって、同年12月17日に再提出された。この法案は「コミューンは、授業料に等しい額の費用のために付加的100分税の率を決定して、無償を創設できる」というものであった。その後、バロデ(Barodet)以下50名の議員からなる一大法案が1877年3月19日下院に提出された。改選後363名の共和派を得た同年12月1日に同名同一の法案が下院に再提出された。この法案をもととして、義務・無償・世俗の初等教育制度成立の機運が一気に高まることとなる。³⁹⁾

ところで、当時の部分的無償の状況はどのようなようであろうか。議会に報告されたものによれば、公立小学校の無償生徒の割合と公教育予算のうち授業料の占める割合は、次のようになっていた。⁴⁰⁾

	無償生徒の割合(公立小)	公教育予算に占める授業料の割合
1833年	29%	1850年 71%
1837年	31%	1865年 44%
1850年	39%	1870年 34%
1863年	38%	1875年 29%
1867年	44%	1876年 28%
1877年	57%	1877年 26%
		1878年 23%

議会報告によれば、350万の子どもが公立小学校に通っているが、200万人の子どもが無償となっていた。また、初等教育の費用8000万フランのうち、授業料は、1800万フランにすぎなくなっていた。⁴¹⁾

3. 1881年6月11日法の審議経過

1880年1月20日、二つの法案(projet)が上程された。「義務の初等教育を創設する法案」と「公立における初等教育を絶対的無償にする法案」である。⁴²⁾いずれも公教育大臣ジュール・フェリー(Jules Ferry)によるものである。これが、いわゆる「政府案」とよばれるものである。

この法案ができるにいたった経緯を述べると、1877年3月29日に下院議員バロデ(Barodet)以下50名によって、本格的な初等教育法の提案がなされ、⁴³⁾その後選挙があり、新しい下院議会のもとで、同法案は1877年12月10日に再提出されたことは先に述べた。この法案は、第7節136条からなる膨大なものであり、初等教育に関することがらすべてを取決めようとしたものである。第1節の一般規定によってその構成をみると、1.まず第1条で教育課程(programme)を規定し、2.満6歳から13歳までの子どもすべてに初等教育を義務づけ、3.コミューン立初等学校の無償を規定し、4.その学校では経験的科学的方法で教える世俗の教師のみを採用すること、かつドグマ(教義)と宗教の教育は行わないこと、としている。ただし、教育内容では、第一に「道徳」(la morale)がきていることからもわかるように、共和国市民の育成を重視したものであった。

この法案を検討した「国会発議の第一委員会」(la Commission d'initiative Parlementaire)は、その検討結果の報告(1878. 2. 8)において基本的にこの法案に賛成し、ただちに具体的な作業にかかるよう提案した。

⁴⁴⁾これを受けて、バロデ案その他の案を検討するためにつくられた委員会は、バロデ案をもとにして無償・義務・世俗の体系的な法案を作成し、それを委員長ポール・ペールが1879年12月6日下院に報告した。⁴⁵⁾

しかし公教育大臣ジュール・フェリーは、一つの法にまとめあげたポール・ペール委員会案に反対し、義務・無償・世俗の公教育制度にともなう諸問題を一つ一つ解決していくことを望んだ。そしていくつかの個別法ごとにわけて「特別諸法の体系」(le système des lois spéciales)にしたのである。⁴⁶⁾このような経緯でフェリーは1880年1月20日別々に先の二法案を上程したのである。

この二法案を検討したポール・ペールを委員長とする委員会は、まず無償の法案を作成し、1880年3月11日下院に報告した。これが「委員会案」である。⁴⁷⁾

「政府案」と「委員会案」の一番大きな相違は、「政府案」になかった資金不足の場合の国庫補助の規定を「委員会案」が加えたことである。(第5条)

(a) 下院の審議過程

1880年3月11日に委員会の名においてポール・ペールが下院に報告を行い、法案上程(dépôt)と読会(texte)がおこなわれた。⁴⁸⁾7月5日から6日にかけていよいよ上院の審議がはじまる。冒頭、ポール・ペールはすみやかな審議をもとめる「緊急宣言」(déclaration de l'urgence)の動議を提出するが、逆にクレ(Keller)は、反対に「裁決延期」(ajournement)の動議を提出する。しかしクレの動議は否決されポール・ペールの動議が可決され、下院の審議は第一審議のみで終わることになった。一般討論には、ボシール(Beassire)、アレグレ(Allègre)、フェルディナンド・ボワイエ(Ferdinand Boyer)が質問に立った。7月12日には、本議会の会期終了が近いので議事日程の取決め(reglement)をおこなった。その後、フレッペル(Frappel)、公教育大臣(フェリー)、ポール・ペール、ブルジョワ(Bourgeois)によって一般討論が続いた。

新会期にはいった同年11月25日には反対案と諸条文の討論および採択がおこなわれた。クレ、バセティエ(Bassetiere)、ロウナイ(Le Provost de Launay)が発言したあと、第1条について裁決が行われ採択された。同月29日、それ以外の諸条文の検討に移る。まず、ソニエ(de Sonnier)が原案第2条の修正案を提出するが、ポール・ペール、ルシェ(Roucher)、ソニエが発言したのち撤回される。またキャサニヤク(Granier de Cassagac)による修正の継続も採決で却下されて第2条は採択される。

第3条については、ルベ(Loubet)の修正案(のち撤回)、プチビヤン(Petitbien)の修正案(のち却下)と続き、条文の討論でアレグレ、ラブゼ(Labuze)、ガニヴェ(Ganivet)が発言したあと原文のまま採択さ

れた。のち、ビヤンヴェニュ(Bienvenu)の追加条項の提案(のち撤回)、同氏による新追加条項の提案も第2読会を却下された。そののちロウナイの追加条項もだされるが、その第二読会の票決も却下された。

第4・5条は原文のまま採択された。第6条については、ルリーヴル(Lelievre)の修正案が提出されたが、第二読会が却下され、原文のまま採択された。第7条も原文のまま採択された。最後に法案全体について、ロロワ(Lorois)、モテ(Janvier de la Motte)の発言があったが、そののち票決で採択された。以上で審議は下院から上院へ移る。

(B) 上院(Senat)の審議過程

1880年12月7日法案は上院へ送付(transmission)され、読会がおこなわれる。1881年3月5日、リビエール(Ribièvre)が下院で採択した無償法案の報告をおこなう。同4月2日第一審議がはじまる。バスキエ(le duo d'Audiffrot Pasquier)、フレシネ(de Freycinet)、ビュフェ(Buffet)、ファイエ(Léopold Faye)、シェスヌロン(Chesnelong)の順で発言があった。その後、財政委員会へ法案を付託する動議がだされるが、票決ののち却下となる。

同4月4日、冒頭に、審議を速めるように政府の宣言(declaration)が出される。つぎに、ジュアン(Jouin)、リビエール、シェスヌロンが発言にたったが、議長の裁断で討論が明日に延期される。

翌5日、若干の一般論ののち、各条文の審議に入る。第1条、票決で採択。第2条、第3条および第4条、採択。第5条については、ビュフェ(Buffet)、ジュール・フェリーの発言ののち、採択。第6条、第7条も採択。そして、第一審議における法案の採択がなされた。

同年5月17日、無償法案の第二審議が始まる。第一審議で採択された法文を議長が読み上げたあと、ラヴィニャン(le baron Ravignan)が、「無償法案に反対するのは、自由の大胆な否定と公式の破壊をもたらすからである。したがって、法案全体の票決を行なうべきだ」と発言する。他の議員の賛成署名をえて、議長は法案全体の採決を行うべきかの票決を行なった。その結果、賛成166、反対91(投票数260)で可決されて、この動議が認められた。そこで、法案全体の票決を行なった。賛成164、反対90(投票数254)で下院の法案が承認された。

(C) 再び下院の審議

上院は第2条を修正した。「政府案」「委員会案」のいずれにもあり、下院でも可決された第2条の次の部分、すなわち1867年4月10日法第8条にもとづいて、「初等教育の絶対的無償の創設のために主要四種の直接税に付

加する100分の4臨時課税をすべてのコミューンの義務とする」部分を削除したのである。したがって法案は5月30日あたたび下院に送られた。6月11日、ポール・ペールが再度報告を行った。そのうち、緊急宣言がだされて承認され第一審議のみをおこなうこととなった。ただちに条文の採決にはいった。第1条、第2条を採択。第3条については、ロウナイから委員会への付託の要求がだされたが、ポール・ペールの反対の発言があり撤回した。その後第3条は採択された。さらに第4条から第7条まで、および法案全体についてと順に採択された。

こうして、1881年6月11日（無償法）は成立した。

4. 審議内容

(a) 1881年法の基本的構成

すべてのコミューンにおいて公立学校の初等教育を絶対的無償にすること、すなわち授業料を廃止することがこの法の目的であった。（第1条）⁴⁹⁾

この法が成立するまでの公立小学校の行財政的な仕組みをここで簡単に整理すると次のようになる。⁵⁰⁾

1833年6月28日法（ギゾー法）は、すべてのコミューンが、独自であれ連合であれ一つまたはいくつかの公立小学校を創ることを義務づけた。そこでは授業料徴収を認め、市町村教育評議会が支払い不能と認めた生徒は無償とした。すでにこの法でも小学校創設の経費調達のために、1. コミューンが、特別税（une imposition spéciale）を課すことを認めていたし（ただし市町村教育評議会の承認を得て、それがない場合勅令（ordonnance royale）によって承認される。および主要な課税対象（戸窓と動産 personell et mobilière）に付加する100分の3を越えることはできない。）、2. それでも不足のときは県段階で同じく特別税を課すことができる（ただし県教育評議会の承認を得て、それがない場合は勅令により、先の主要課税対象に付加する100分の2を越えることができない）、3. さらに不足の時は国家の補助金が支給される、という仕組みが規定されていた。（同法13条）

1850年3月15日法（ファルー法）は、基本的には先の財政的仕組みを引き継いでいる。（同法第40条、後掲資料＜参照＞(1)）そして、先にも述べたが両親に支払い能力のない子どもに対する無償（同第24条）と財源のあるコミューンには完全無償の学校を維持する権限を与えた（同第36条第3項）。そして、完全無償のために100分の4税をコミューンが徴収できるとした。1867年4月10日法（デュルイ法）は、完全無償を実施したいコミューンはファルー法の認めた100分の4税の他にさらに100分の

4税の臨時課税ができるとした。そしてそれでも不足の場合県の資金や国家的経費による補助を規定したのであった。（同法第8条）この段階では、絶対的無償の公立小学校にするか否かは各コミューンの判断にまかされたのである。その後、コミューンに絶対的無償を奨励するために、1876年12月26日法（1876年財政法）では先の規定に加えて、100分の6を越えない範囲で臨時のかつ特別な新課税（une nouvelle imposition extraordinaire et spéciale）を認めた。（同法第4条）。

ところで、教育財政的な見地からみると、小学校の設置義務のみでその絶対的無償制の実施の可否は各コミューンの判断に委ねる、という今までの仕組みにたいして、1881年6月16日法は、全てのコミューンに公立小学校の絶対的無償を法的に義務づけたのである。（第1条）これがこの法律の最大の意義である。そのうえで、財政負担のありかたや、特に弱小コミューンにおけるこの課題の実施が可能な手立てを規定している。それは基本的には以前の財政システムをもとにしたのであった。これを整理すると次のようになる。

各コミューンには、1. 初等教育費として100分の4特別税（quatre centimes spéciaux）の徴収を通常資金として認め（第2条）、2. さらに五種類の通常収入からの天引き額（prélèvement）が5分の1に達しない限りその資金を学校のための通常義務経費に充てることができるとした。（第3条）県段階では、主要四種の直接税に付加する100分の4特別税を義務とした。（第4条）さらに、資金の不足する場合は、国家が補助するとした。（第5条）後の2条は、教員給与等の取扱いについて規定している。（第6条、第7条）ただし資金不足のコミューンや県には、免除があり、その経費負担が国庫からなされることになった。

(b) 審議内容の整理——その1

ここでは、上院の委員会の名のもとに下院の法案と審議内容を上院に報告したり「リビエール報告」にもとづいて論点を整理する。⁵¹⁾このリビエール委員会は、6対3の多数で下院の法案に賛成した。

法案の絶対的無償に反対する勢力（以下反対派）の第一の論点は、「無償制によって家族の絆が弱まる」というものである。すなわち、「一方では、子どもの教育支払いの義務を免除することによって、他方では、親による教育費支払いの負担（犠牲）が子どもの心に生じさせてきた感謝の気持ちの喪失によって」、家族の絆が弱まるというのである。つまり、家族による教育費の直接的支払いとそのための家族のやり取りが親子・家族の絆を深めていたのに、それが無償制になることによってな

くなる、というのである。それは、特に教育費支払いの可能な家庭に顕著に現れると反対派はいう。ここでは、家族の結合関係の観点から教育費の支払いと負担関係をめぐる議論が論じられている。ではどうしたらよいかといふと、正義と慈惠に適う方法は、余裕のない親に対してのみ教育費補助をすること、そして、その子どもの学校経費を十分な資金のある納税者・コミューン・県・国に負担させることであるとした。つまり、現行の部分的無償制がよいとしているのである。

反対派の第二の論点では、絶対的無償制は、教育の改善の条件にならないというものである。すなわち、「人は、実際に支払うものしか評価しないのであり、ただで与えられる教育は、親にも子どもにもその正しい価値を認められない」のである。教師自身も、自己の直接的労働の対価として支払われた授業料でなく、それとは切れた形で間接的に自治体・国家から給料を支払われる所以、これもまた、「教育に関する無関心が生じる」という。こうして、無償は、学校の奨励のためのものでありながら、それを減じるものとなるというのである。

反対派の第三の論点は、「直接にも間接にも支払う人がいない」以前の教会のような形態が真の無償制であるのに、法案での無償制は「フィクション」であるといふ。すなわち、今まで授業料の名目で支払っていたものを、納税者が、コミューン・県・国家のために税の形態で支払わざるをえない。そのことは、貧民には学校経費すべてを免除するという従来の限定的な無償制と異なって、絶対的無償は、結果的に、税の形態で貧民からも学校経費を負担させることになり、貧困な家庭の負担増、富裕な家庭に有利となる、と反対する。

第四の論点として、反対派は、限定的無償の擁護にまわり、それが授業料を支払っている生徒に高慢さを、支払い不能で免除されている生徒に正当な感情を傷つけるという批判は当たらないといふ。彼らによれば、「無邪気な子どもは、たいていは、無償の子どもである。卑下や高慢な感情を心配するとしても、それは、他の多くの理由と事実が生じさせており、人生に避けられない条件なのである」とする。

反対派の第五の論点は、絶対的無償制の反対理由として、1864年の公教育大臣によるアンケート調査結果が、絶対的無償に賛成しなかったことをあげる。そして、さらに、「初等教育をすべてのメンバーに対する社会の義務とする、国民公会で主張された」この原則が、1.その帰結として、高等・中等教育の全経費の絶対的無償を求めるうことになり、「社会主義や共産主義の温床となること、2.この原則は、「義務教育や世俗性の他の原則と

の関係によって、宗教 (la religion)・大権 (prérogatives)・権利 (droits)」を侵している、と反対するのである。

反対派の第六の論点は、その手段と方法に関する議論に関して、課税の割当ての問題だけにしぼって反対した。まず、家族 (家父長) の負担をコミューンの負担にすることは、少なくとも負担の一部をその義務のないものが払うというだけでなく、裕福でない市民が裕福な市民のために支払うという矛盾を侵している、とした。第2に、1882年度の収支予算では国家が歳入をオーバーして、1400万フランの初等教育費補助を行うことになっている。したがって、もはやコミューンは、1867年法では自らの権限に任され今法律ではすべてのコミューンの義務になる100分4特別税を支払う必要がない。しかし、この予算資金で十分かどうか、また、それが有益に使用されるかどうかは明らかではない。反対論者はこう指摘して反対した。

これに対して絶対的無償を支持する勢力（以下賛成派）は、社会的政治的観点から、とりわけ民主主義の観点から、「人間および市民に必要不可欠な最少限の教育と常識である初等教育を、可能なかぎりすべての人に普及することは是非とも必要である」とする。したがって、問題は、「この原則ではなくその実現の手段と方法である」が、「現在のところ義務制度や、義務の帰結であり、良心の自由であるところの教育内容の世俗化制度は考えない」のであるから、「絶対的無償制は、無知をなくし、とりわけ民衆教育を拡大する、正当かつ確実な手段である」とする。この論理は、義務・無償・世俗の一括法でなく個別の法律化をはかるというフェリーの戦略を色濃く反映していると言えよう。

さて、賛成派は、絶対的無償が家族の絆を弱めるという反対派の第一の論点は、「家族の相互的義務 (devoirs réciproques de la famille)」を忘れていると反論する。すなわち、絶対的無償制が「家父長の犠牲をなくす」という主張は、「学校にいっている間は、子どもに仕事や手伝いをさせられない」ことを忘れているというのである。

反対派の第二の論点——実際に支払うものしか評価されない——については、物質的な進歩と精神的な進歩の密接で永続的な関係を認識していないと批判する。賛成派は、「条件の改善は、文化の改善の要求や欲求を強くもたらし、精神の発達を促進する」と主張する。したがって、絶対的無償制によって、条件を改善することが重要だというのである。

また無償制に予定していない効果をもとめてはいけないという。すなわちこの原則の目的は、子どもの学校通学を家族に奨励することであり、それが実施されれば、その目的は消えることを認めなければならない、とする。

反対派の第四の論点に対し、限定的無償では、「施物」(aumône)になってしまうと賛成派はいう。したがって、絶対的無償によって、劣等感を感じる無償生徒と優越感を持つ有償生徒との区別をなくすことが、是非とも必要であるとした。

他の賛成派の論点として、子どもが毎日学校通学するには、初等教育の義務法が必要であるが、そのためには必然的に無償法が必要である、という主張がなされた。その論拠は、「万人に義務であるものを万人に手のとどくようにすること」が、正当である、というものである。

以上の整理から次のことが言えると思われる。絶対的無償制は、教育サービスの受け手である生徒、親から授業料をとらず、自治体・国家の負担とすることで、彼らにとって現象的には“無料（タダ）”となる。教育サービスの与え手である教師も、自己の教育労働の対価を授業料として教育サービスの受け手である生徒、親から徴収せずに、自治体・国家を媒介として間接的に給料としてもらうことになる。反対派は、絶対的無償制のもたらすこの諸関係が、特に支払い可能な家族の絆を弛緩させ、教師に対しても教育への熱意を失わせるというのである。これに対して、賛成派は、「絶対的無償制は、無知をなくし、とりわけ民衆教育を拡大する、正当かつ確実な手段である」という大前提のもとに、それを就学奨励の手段として位置づける。したがって、「万人に義務であるものを万人に手のとどくようにすること」と述べているように、義務就学法と絶対的無償制は、両者が結合して公立学校への就学者の量的増大を図るものであった。それを第一の目的としていた。ここでは、確かに公立学校における教育をめぐる親・教師・行政の諸関係については、問題となっていない。だが、反対派は、むしろこの側面に着目した議論を行っているといえよう。すなわち、授業料の支払い形態を維持しなければ、教師と生徒・親ともに有意義な教育的関係が結べないと考えているのである。かくて、問題は、授業料という直接的支払い形態をとらずに、すなわち絶対的無償制のもとで、教師と生徒・親および行政が有意義な教育的関係を結べる可能性があるのか、およびあるとしたら、その条件と制度はどうあるべきか、ということであろう。この点が、今後究明されるべき重要な論点であろう。

ところで、このことは、絶対的無償制をたんなる就学奨励の手段ではなく、それがもたらす親・生徒、教師、自治体（住民）および国家の間での、教育費の負担関係も含めた教育をめぐる諸関係のありかたから論じる必要のあることを意味する。

(c) 審議の内容の整理——その2

ここですべてを論じることはできないので、いくつかの論点を指摘する。

1. 先に述べた本法の考え方、すなわち100分の4特別税という形でコムーネの税金を徴収し、それをコムーネ立小学校のみの経費・絶対的無償に充てるという考え方について、私立学校および「教育の自由」の見地からの強い反対があった。その代表であるクレは次のような代案を提出した。⁵²⁾

「第1条 すべてのコムーネは、固有の資金を用いてあれ100分の10学校税 (dix centimes scolaire) の承認によってであれ、学校において絶対的無償を確立する権限を持つ。」

第2条 絶対的無償を確立できないコムーネは、1850年3月15日法第24条と第45条にしたがって、無償の恩恵を受ける生徒の数に比例する学校100分税、すなわち、10%の場合100分の1税、20%では100分の2税、30%では100分の3税等が課される。

第3条 学校100分税の収入は受入れている無償生徒に応じ公立学校とコムーネの私立学校とで分割する。」

彼は提案理由をこう述べる。「真に自由 (libéral) な見地から私が要求するのは、公立学校にのみ与えられるのではなく、出席している無償生徒の数に比例してさまざまな学校間で分けあう学校100分税である。」「納税者による犠牲を正義に適うようにしたいなら、貧困な家父長が、自己の宗教にしたがって自分の子どもを教育できるようにするべきだ。もし逆に単一の教育のために国家の全ての資金を結集するならば、大部分の家父長が全く専制的行為だとしてそれを拒絶し、国家を捨去るであろう」(1880. 11. 25. 下院)。クレ案は、コムーネが、その中の公立私立の全ての小学校にたいして絶対的無償にする権限をもち、そのために学校税が徴収できるという構想を提起したのであった。そしてもしコムーネ内の絶対的無償が不可能な場合は、学校の無償生徒数に比例させた学校100分税を徴収し、その分配については受入れている無償生徒数に応じて行おうとしたのであった。同様の案を上院でシェヌロンが提案している。(1811. 4. 4. 上院)⁵³⁾

1881年法は、100分の4特別税を徴収するが、それを公立学校のみにあてる。その際、同法第2条が「最多納

税者の承認なしで」と規定して、私立学校へ就学させている親がその税を拒否する余地をなくしている。

2. 絶対的無償の導入が現在の教育状況に害悪をもたらすという判断から、1881年法に反対し、「教師の間に競争 (*l'émuration*) を維持するために授業料を徴収することが必要不可欠である」とする論があった。(ロウナイ 1880. 11. 25. 下院)⁵⁴⁾

ロウナイは、次のように述べた。

「(1881年法は——筆者注) 第一に突然に私立学校のほとんど全てを圧迫する。というのは、子どもたちを無償で教えるなら、おそらくほとんどの私立学校が競争 (*la concurrence*) に耐えないであろうからである。それは、非常に不都合である。競争は、全ての学校にとって、また国家の学校にとってさえ有益であると思う。報告書に触れられていない次の点も重要である。現在の制度においては、教師は有償 (*payants*) の生徒から授業料を受けるだけでなく、さらに無償の生徒からも得ている。無償の生徒は、その勘定を政府が支払う特別な授業料の対象なのである。この制度の目的とその結果は、非常に簡単である。すなわち、教師は、有償生徒であれ無償生徒であれ、できるだけ多くの生徒を得ることに専念を持つ。もし授業料を廃止して、教師の固定給を決めるならば、もはや生徒の人数を増やそうとしないであろう。その結果、無償制は生徒の数を増やすためのものであるのに、今まで人数を増やそうとした教師は、今度は人数をそのままあるいは減らそうとするだろう。実際、いかに名誉あるまた自覺的な教師でも、クラスを拡大したがらず、生徒数の上昇に応えられないであろう。したがって、教師の間に競争 (*l'émulation*) を維持するために、授業料を維持することが必要不可欠である。」⁵⁵⁾

この修正は、91対341で否決された。この様な案に対してコンドルセが反対していたことは、先に紹介した。しかし、この様な考え方が、当時のフランスで一定の支持を得ていたことは間違いない。また国家が義務教育を全面的に統轄するようになっている現在、それへのアンチテーゼとしてこの考え方があるといえる。しかしこの点の評価については両方の制度の構造・原理およびその現実にもたらす結果の検討が必要である。いざにせよ国民の教育をもはやロウナイの様な制度には任せておくことができなくなった現実を分析して、何故に全面無償に至ったのか、その論理と構造を把握することが必要である。

3. 先の二つの論点は、根本には国家が教育を独占することにたいする批判にたってのものであった。「国家が全てを支払い、全ての教師となることを危惧する。市

町立の学校が、国家の学校になることに反対する。」(1881. 4. 4. 上院)⁵⁶⁾とジュアンが述べているように、国家が義務教育制度の主体となることを鋭く批判していたのである。これは、第一インターでのマルクスとブルードン派のあいだでたたかわされた、国家的義務教育制度の可否についての議論にもかかわってくる。⁵⁷⁾またこの論点は、最近の「新自由主義」による義務教育制度批判の最大の論点である。さらに、国民の教育権の立場からも「國家の教育権」は批判される。こうして、義務教育制度のありかたを問うことは教育制度と社会制度の構成原理と制度構成を根本的に問うことになる。したがって、それは国家が教育制度を全面的に引受けける段階、すなわち「福祉国家」段階の教育制度の組織化の問題として検討されなければならない。その際筆者としては、教育制度における国家の位置づけの問題とかかわって、国家の教育条件整備義務の側面を重視するものであり、そのために「国家関与の原則」が厳しく確定され、それを社会的に統制 (コントロール) する力と制度が必要となると思う。すなわち、教育制度が社会的共同事業として国民主体にねづいていく、そのための、そのかぎりでの国家機能の承認という立場である。

4. 以上は、基本的考え方についての議論であるが、当時のコムユーンの財政状況との関連で議論された内容を若干紹介する。

先にも述べたが、政府案第2条では、1881年法第2条に規定した特別100分の4税の他に、「初等教育の絶対的無償を創設するために、1867年4月10日法第8条による主要直接税に付加する100分の4臨時課税 (*l'imposition extraordinaire de quatre centimes additionnels*)」を義務づけていた。⁵⁸⁾下院では、この規定に対し、ドギュロン・ブジョーは削除を求め、ロロワとゲアニヴェに支持された。(1880. 11. 27. 下院)⁵⁹⁾その考え方は、次のようである。

「コムユーンに無償で学校を開設することを義務づけ、かつ、この義務のための主要な経費をそこに課しているが、国家がそれに義務を課したとき、課した義務の遂行のために必要な経費を支払うのは国家である、と考える。さらに、提案された制度においては、現在富裕者が抵抗なく支払っている学校経費を、貧者に（税という形で一筆者注）支払わせることになる。実際、授業料の代わりに僅かな地所に課税できるであろうか。結局、特別100分の4税は、コムユーンに荷重負担なのでコムユーンはその課税を行わないものである。なぜならば、7000のコムユーンが無償をかうじて実施しているが、そのコムユーンの相当数が100分の4税を徴収していないのであ

る。」⁶⁰⁾

以上のように反対者は、政府が新税を徴収できるはずがないとみている。

これに対し、ジュール・フェリーは、「この修正案の帰結は、初等教育の経費を余りにも政府に負わせ過ぎており、初等教育をコムーネのものとし国家のものにすべきではないという提案者が、その方向と全く反対な事を主張している」と、反論した。⁶¹⁾

しかしこの反論に対して、彼らは「教師の固定給の割当てを提言する県教育評議会は、コムーネとは全く独立しているのに、国家がコムーネに教師の給料を払わせるのは、論理的におかしい」とした。(下院 1880. 11. 27) 結局、修正案は否決された。(1880. 11. 27. 下院)⁶²⁾

しかし、上院ではこの規定を削除して新たに総額1500万フランの国費によって、初等教育の無償のための資金とすることになった。この修正のため、下院に再び法案が送付されたことは先に述べた。

5. まとめにかえて

フランス革命以降の無償制をめぐる歴史を概観し、1881年法の成立過程における論議を検討してきた。それは、義務・無償・世俗を原則とするフランス近代公教育制度の全体像を把握するための作業の一段階に過ぎない。

フランス革命期の公教育制度構想は、一般にコンドルセ案にたいしてルベル・ル・ペル・ラ・ロウ案が対置されるのが通例である。しかし、現実的な制度の構成としてはフルクロワやロウナイの考え方、すなわち競争の論理あるいはレッセフェールの論理に基づく制度が根強く残ってきた。そして、そこでは授業料制度——教育を受ける者の個人的な報酬あるいはその親・後見人・後援者などの負担による報酬⁶³⁾——が、教師と親・生徒との直接的な教育関係を担保するものであると同時に、競争を刺激する方法として優れているとされた。したがって、基本的に授業料形態を維持して、無償制は例外として認め、支払い能力のない貧民に適用するという、部分的・限定的な方法をとった。しかしそれに対してはコンドルセが、自由と平等の立場から完全無償——教育を受ける人が直接にサーキュリティに報酬を支払うことなく、公的な独自資金で保障すること⁶⁴⁾——を提起し、競争による教育に危惧を表明していた。従って、無償制のもとで、どのような教師、親・生徒および自治体・国家の教育的諸関係を取結ぶのかということは、重要な究明課題である。

またレッセフェールの考え方、「教育の自由」を保障する制度理論として構築されているが、それは、現実

には市民社会における教育の領域で最も影響力のあるものに最も都合の良いシステムであるという問題がある。当時はフランス国民の90%を占め、絶大な宣伝力・教育能力・資金力をもつカトリックは、「教育の自由」の主張によって教育における自己の権益を守ろうとした。それにたいしフランス近代国家は公教育をめぐってカトリックと時には妥協し時には対立してきたが、1880年代に至って教育に最も影響力を行使するカトリック勢力から国家へ教育を奪いとろうとした。フェリーは1880年3月29日の二つの大統領令——無許可修道会の解散令、その3か月以内の認可申請令——を完全実施し、多くの無認可修道会の学校を閉鎖した。その上で、コムーネ立小学校のみを絶対的無償にする1881年法によって、また引続いて成立する義務教育・世俗法(1882. 3. 28)によって、その間隙を埋めながら公立小学校への就学を決定的にしようとしたのであった。⁶⁵⁾ フェリーは述べる。「今後共和国の旗の下に統合しなければならない子どもを、まず学校で統合しなければならない」。⁶⁶⁾ したがってこの制度は、「国家による国民教育」を意味した。ジュアンが上院で「国家が全てを支払い、全ての教師となることを危惧する。市町村立の学校が、国家の学校になることに反対する」(1881. 4. 4. 上院)という発言は、その意味で本質をいいあてた指摘であった。1881年初等教育無償法はこのような文脈に位置づくものであった。

したがって、絶対的無償制は、「万人に義務であるものを万人に手のとどくようにすること」という論理に端的にあらわれた「教育の機会均等」の保障を目的として掲げていたが、国家が自ら教育費を引受けることによって、結果的に「教育独占」の物質的基盤を得ていることを明確に意識しなければならない。それゆえ、検討るべき論点は、教師と親・生徒が、授業料という直接的な教育費負担形態をとった関係をやめ、自治体・国家の公教育費形態の関係において教育的な諸関係を取結ぶ、そのありかたの問題として論じられなければならない。少なくとも、絶対的無償制——公教育費を社会的共同ファンドとして承認する——は、それを通じて「ある人の利益が同時に他の人々の利益となる」という共同体的諸関係についての社会的共通理解がなければならないし、公教育費形態のもとでの親・生徒、教師、自治体・国家の権限関係の問題が厳密に確定されなければならない。そうしなければ、国家は財政負担者として物質的基盤をもっているのであるから、「教育の国家独占」を強化していくであろう。子どもの発達権を中心とした国民の教育権の立場は、以上のような教育制度と教育的諸関係の

状況を歴史的経験から学び、社会的共同事業として教育を構想していこうとする考え方と理解できよう。また、教育ヴァウチャー制度構想の論議から明らかになってきているように、教育費の負担関係をめぐる問題が、生徒・親、教師、および自治体・国家の権限関係、教育的諸関係の制度的ありかたを考える際に重要であるが、教育ヴァウチャー制度が、教育の国家独占を排除し、公教育費を媒介としつつも授業料制度のもっていた教師と親・生徒の直接的教育関係を止場した形で維持しながら、生徒・親、教師、および自治体・国家の権限関係、教育的諸関係を制度的に適切に保障できるかが、この制度の試金石となろう。

一方、国家が教育を独占したうえで、何を行おうとしたのかの観点が重要となる。これについて言えば、帝国主義者フェリーの分析が必要であり、さらに第三共和政をささえる経済的基盤とそこからの教育要求、特に機械制大工場段階に入った資本と労働をめぐる問題を考察する必要があろう。後者ではさしあたっては、これを工場法と義務教育をめぐる議論として見ていくことで、労働者階級の生活様式の中から出てくる教育要求の諸相、資本の要求の諸相との対抗関係、それへの国家の政策としての対応という構図のなかで義務教育制度のもつ意味が明らかになるであろう。

その関連のなかで、労働価値説に裏付けられた労働者階級の「公費」概念が深化してくるのである、「無償」概念も同様である。ここでの無償概念は、特定の歴史段階にある社会制度において、労働者階級の社会的生存諸条件の保障のありかたとして論じられるであろう。⁶⁷⁾

<注>

1) 「受益者負担」論の批判的検討は、教育の部面だけでなく保育・福祉の部面で重要な課題となっている。それは権利としての教育・福祉の観点から社会制度のありかたを具体的な国民の生活形態にまで降りて明らかにする作業を通じて可能になると思われる。いずれにせよ、この問題は現代社会制度の全体像の把握を通じて解明されなければならない。

2) 例えば、M.フリードマン『選択の自由』上下 講談社 1980年、『資本主義と自由』マグロウヒル社 1975年など参照。

またこれに関連してイギリスでの福祉国家と民営化の問題を論じたものとして、J.Le Grand & R.Robinson, ed., *Privatisation and the Welfare State*, London, George Allen & Unwin, 1984年。特にpart 1及びpart 2の第10, 11章。

なお、日本における新自由主義の教育構想の具体的動向については、拙稿「イギリスにおける教育ヴァウチャー制度論議の考察(一)」東京大学教育学部教育行政学研究室紀要第5号 1986年7月を参照されたい。

3) この整理は、M.Woodhall, "Alternative in the Finance of Education: Vouchers" The Open University Press, 1977. をもとに筆者の観点でまとめたものである。

4) マルクス「ゴータ綱領批判」「マルクス＝エンゲルス全集』第19巻大月書店 pp. 30-31.

なおこの点についてフランスの教育の国家的独占を論じたものとして、P. Gruson, L'Etat enseignant, 1978.

5) この章については、F.Buisson. Dictionnaire de Pédagogie, 1887年版 pp. 748-751 及び1911年版 pp. 1198-1201 の「無償制 (gratuité)」の部分に多くを負っている。

なお、以下の文献を参照とした。

- ・『フランス教育史』I II 梅根悟監修『世界教育史体系9, 10』講談社 1974—1978年。
- ・『義務教育史』 同上29.
- ・『教育財政史』 同上31.
- ・M.ドベス, G.ミアラレ『教育の歴史』① ②『現代教育科学』全7巻 白水社 1977—1978年。
- ・A.レオン『フランス教育史』クセジュ文庫 白水社。
- ・海後勝雄・広岡亮蔵編『近代教育史』I II III 誠文堂新光社 初版1951年 再版1979年のフランスの部分。
- ・A.Prost, L'Enseignement en France 1800—1967.
- 6) これについては、タレイラン他 志村鏡一郎訳『フランス革命期の教育改革構想』明治図書 1972年、渡辺誠『フランス革命期の教育』1952年、松島釣『フランス革命期における公教育制度の成立過程』亜紀書房 1968年、吉田正晴『フランス公教育政策の源流』風間書房1977年などを参照。
- 7) 東京大学社会科学研究所資料第5集『1971年憲法の資料的研究』1972年参照のこと。
- 8) マルクスが科学的分析からそれを「資本主義」概念に凝縮してくる経緯については、重田澄男『資本主義の発見—市民社会と初期マルクス主義—』御茶ノ水書房1983年。
- 9) この問題の解決が19世紀後半の欧米先進国では喫緊の課題であった。国家の社会への介入も全面化してくる。この観点からすれば「国家による社会政策としての教育制度」の分析が重要である。これについては他稿で論じたい。
- 10) コンドルセ 松島釣訳『公教育の原理』明治図書

フランス初等教育無償法(1881年6月16日法)の成立過程研究

1962年参照。

- 11) 同上, pp. 156—157 なおこれ以下の引用で原文を参照して訳を改めたところがある。
- 12) ロンム報告については、前掲タレイラン他 pp. 52—84.
- 13) ルペルチエ案については、同上, pp. 130—167.
- 14) 同上, p. 136.
- 15) マルクス「ユダヤ人問題によせて」「マルクス＝エンゲルス全集」第1巻 pp. 401—403.
- 16) ルソー 今野一雄訳『エミール』岩波文庫 1962年 p. 29. またはルソーは次のように述べている。「自然人は自分がすべてである。かれは単位となる数であり、絶対的な整数であって、自分にたいして、あるいは自分と同等のものに対して関係を持つだけである。社会人は分母によって価値が決まる分子にすぎない。その価値は社会という全体との関連において決まる。りっぱな社会制度とは、人間をこのうえなく不自然なものにし、その絶対的存在をうばいさって、相対的な存在をあたえ、「自我」を共通の統一体のなかに移すような制度である。そこでは、個人のひとりひとりは自分を一個の人間とは考えず、その統一体の一部分と考え、なにごとも全体においてしか考えない。」(p. 27) 社会契約論はこの両者に架橋するものであった。すなわち「各構成員の身体と財産を、共同の力のすべてをあげて守り保護するよう、結合の一形式を見出すこと。そうしてそれによって各人が、すべての人々と結びつきながら、しかも自分自身にしか服従せず、以前とおなじように自由であること。」の解決が、社会契約であった。(ルソー 桑原武夫・前川貞次郎訳『社会契約論』岩波文庫 1954年 p. 29) ルソーは教育の課題は市民をつくることではなく人間をつくることとした。現実の社会的諸関係のなかでこの基本線を実現していくことが重要な課題であろう。
- 17) 「教育の自由」については日本では教育法学の分野で論じられてきた。これを教育行政制度のありかたの観点から分析したいというのが筆者の課題意識としてある。特に無償制が教育の事実上の国家独占を生んでいるとすれば、教育の自由と無償制の保障は国家・自治体の制度としてどう関連づけるべきなのかが、重要であろう。この点は、私学への国家補助問題として論じられてきたが、公教育の内部の親・教師・学校・教育委員会・自治体の教育をめぐる諸関係として論じられなければならないであろう。

フランスにおける教育の自由を論じたものとして、中村陸男「フランスにおける教育の自由法理の形成(一)(二)」「北大法学論集」第23巻第2号 1972年 第24巻第1号

- 17) 1973年、高野真澄「フランスにおける教育の自由—憲法学の観点から—」「奈良教育大学教育研究所紀要 第8号 1972年などがある。
- 18) F.Buisson. *Dictionnaire de Pédagogie*, 1887年版における「無償制 (gratuité)」の部分 pp. 748—751 を参照。
- 19), 20), 21), 22) ibid., p. 749.
- 23) 前掲コンドルセ p. 158.
- 24) F.Buisson. *Dictionnaire de Pédagogie*, 1911年版における「無償制 (gratuité)」の部分 pp. 1198—1201 を参照。これについては、ibid., p. 1198. また O.Gréard は、「公立小学校における貧民の子どもの無償許可 (admission gratuite des enfants indigents)」をはじめとする「無償の目録」と「絶対的無償 (gratuité absolue)」に分けて整理している。O.Gréard. tome 7 pp. 88—89.
- 25) O.Gréard, *La Législation de L'instruction Primaire en France*. tome III. p. 54. 第9条は教育の自由を規定している。「第9条 教育は自由である。教育の自由は、法律の定める能力及び道徳の要件に従い、且つ国家の監督の下に行使される。右の監督は、いかなる例外なしに、すべての教育施設に及ぶ。」(ibid., p. 54)
- これについては、牧恆名『教育権』(新日本新書 1971年) 第III章「労働者階級と教育権」pp. 48—120が詳しい。
- 26) 「1848年11月4日に採択されたフランス共和国憲法」「マルクス＝エンゲルス全集」第7巻 pp. 502-514. また1848年憲法の制定に際して、Mathieu de la Prôme の修正案「共和国はすべての市民の教育・労働および扶助の権利を承認する」は排除され、教育への権利 (droit à l'Instruction) と労働権は、確定案では教育の自由 (liberté d'enseignement) と労働の自由になったことについては、F.Pontel, *Les institution de la France de 1814 à 1870*, 1966. および中村陸男「フランス憲法における社会権の発展(二)」「北大法学論集」第15巻第1号など参照。
- 27), 28), 29), 30), 31) F.Buisson, 1877年版 p. 750.
- 32), 33), 34), 35), 36) ibid.
- 37) なお、労働者階級の無償制の把握についての整理は今回は行いていない。今回はまずは国家議会における法制度化に関する無償制をつかうことによって、制度化された教育制度の構造と論理を把握したかったからである。それに対し労働者階級がどのような教育要求をだし、どのような制度構想をもったのかについて、当時の

労働者の生活様式にまで踏込んで検討する課題は今後に残される。

これに関しては、G.Duveau, Pensée ouvrière sur L'Education pendant la Seconde République et le Seconde Empire, 1948. 当時の労働者の生活様式については、R.Berlanstein, The Working People of Paris 1871—1914, 1984. 参照のこと。

38) 石原司「急進派とその政治行動——反教権主義と非宗教化=世俗化政策をめぐって」山本桂一『フランス第三共和政の研究——その法律・政治・歴史——』有信堂 1966年 pp. 51—52.

39) F.Buisson 1877年版 pp. 750—751.

40), 41) O.Gréard, tome V. pp. 111—112. これらは、フェリーが公立学校の絶対的無償法の提案理由をのべる中で報告したものである。

42) 両法案の原文は、ibid., pp. 105—119.

43) バロデ案の原文は、O.Gréard, tome IV pp. 726—748.

44) ibid., pp. 773—775.

45) O.Gréard, tome V. pp. 82—99.

46) F.Buisson 1877年版 p. 751.

47) この委員会の構成員は以下のようである。Bert (Paul) 委員長, Lockroy 書記, Noiroit, Blanc (Louis), Brice (René), Lacretelle (de), Chalamet, Barodet, Bousquet, Constats, Allemand, Spuller, Dethou, Allègre, Parry, Canatagrel, Floquet, Drumel, Armez, Deschanel, Duvaux, Boysset. このメンバーは、バロデー案の検討結果を1879年12月6日に下院に報告した時の委員会メンバーと同一である。

48) 以下の審議過程については、S.Lois Annotées de 1882. pp. 281—286, を参照するとともに、Journal Officiel de la République Française (以下 J.off. と略す) の該当箇所で確認した。

49) 後掲資料参照のこと。

50) この整理は関連資料を参考して筆者がまとめたものである。O.Greardなど関連文献参照のこと。なお、次の論考が非常に参考となった。荻路貫司「フランス第3共和制前期初等教育財政の成立とその特徴—1881年公立初等教育無償法を中心として—」福島大学教育学部論集第35号 社会科学部門 1983年12月。

51) リビエール報告は、S.Lois Annotées de 1882. pp. 284—286による。同報告のI, II, IIIをもとにして要点をまとめた。

52) J.off. du 26 nov. 1880, p. 11488 et s.

53) J.off. du 5 avril 1882, p. 588.

54) J.off. du 26, nov. 1880, p. 11794.

55) ibid.

56) J.off. du 5, avril 1881, p. 576.

57) これについて、神山正弘「第一インターナショナルの教育問題」高知大学教育学部研究報告 第1部第39号 1987年参照のこと。

58) O.Gréard, tome V p. 118 参照せよ。

59) J.off. du 28 nov. 1880, p. 11565, et 11573.

60), 61), 62), J.off. du 28 nov. 1880, p. 11568.

63), 64), F.Buisson, 1911年版 p. 1198.

65) 石原, 前掲36) 文献, pp. 60—61.

66) F.Buisson, 1911年版 p. 1200.

67) そのほか論すべきこと多くあるが、他日を期したい。なお、この論考は、教育行政学研究室の牧ゼミの成果に負うところが多い。また、1987年度日本教育法学会研究発表大会において、自由研究として一部を発表した。題名「フランス義務教育無償法に関する一考察」。そのまとめが、同学会年報第17号1988年に掲載されている。あわせて、参照していただければ、幸いである。

資料

公立学校の初等教育を絶対的無償にする法 (1881年 6月16日法)

第1条 公立小学校及び公立幼稚園においては今後授業料 (rétribution scolaire) を徴収しない。

師範学校 (Ecole normale) の寄宿費はこれを廃止する。

第2条 1850年3月15日法第40条及び1875年7月19日法第7条にもとづいて初等教育費に充てるために創設した100分4の特別税 (quatre centimes spéciaux) は、すべてのコムーネの義務とし、コムーネの通常資金 (ressources ordinaires) に属するものとし、最多額納税者の賛同なしで承認される。

コムーネにおいてこの100分4税の全部もしくは一部を免れようとする時は、その免除しようとする100分4税の収入額に等しい金額、即ち贈与及び贈遺金 (le revenu des dons et legs) 又は通常及び臨時資金から補充する金額を初等教育費に充て、コムーネの予算書に記載する。

第3条 1850年3月15日法第40条にもとづき初等教育の経費としてコムーネの通常収入から行う天引き (prélèvement) は下記に掲げる資金に対してのみこれを用いる。

第一、コムーネ所有の財産より生ずる現金の収入

第二、馬車税及び獵銃免許料のうちコムーネの収入する部分

第三、飼犬税

フランス初等教育無償法(1881年6月16日法)の成立過程研究

第四、コムーヌ関税の通常税額の実収金
(le produit net)

第五、道路税及び青物市場、定期市場、雑市場の貨貸料

これらの収入は5分1に達するまでは公立小学校のために属するコムーヌの通常義務経費に充てることができるものとする。

ただし4種の主要直接税額に付加する100分税が20フランに満たないコムーヌは、その通常収入からの天引きを免除される。

第4条 1850年3月15日法第40条、1867年4月10日法第14条及び1875年7月19日法第7条により初等教育の経費に充てるため4種の主要直接税額に付加する100分4特別税は県の義務に属するものとする。

県においてこの付加額の全部もしくは一部を免れようとする時は、その免れようとする100分4税の額に等しい金額、即ち贈与及び贈遺金又は通常及び臨時の資金より補充すべき金額を初等教育費に充て県の予算書に記載する。

第5条 本法第2条、第3条及び第4条に示した資金の不足する場合においては国庫補助金をもってその経費を補充する。

第6条 現に教職に従事する正規の男子及び女子並びに准教員の給与は、いかなる場合においても、本法実施以前の3年間の最高額を下まわることができない。

1867年4月10日法第9条に示した不定給額を定めるために、授業料による定率は県教育評議会(Conseil départementale)の意見を聴いて、県知事の提示により文部大臣が毎年これを指定する。

幼稚園及び幼稚室に関する職員の給与額は政令をもってこれを定める。

第7条 1867年4月10日法第2条の規定にもとづいて創設した下記の公立小学校はコムーヌの義務経費で行う公立小学校の数の中に加えるものとする。

第1 女児の人数400人以上がいるコムーヌにおいて設立もしくは設立すべきコムーヌ立女児小学校

第2 幼稚園

第3 幼稚園と初等小学校との中間にあって幼稚室(classes enfantines)と呼び、男女児童を入れ、小学教員免許状もしくは幼稚園管理職適任証書を有した女子教員に委託するもの

〈参照〉 (1) 1850年3月15日法(ファルー法)第40条

基金(fondation)、贈与(dons)もしくは贈遺金(legs)のない時は、コムーヌ教育評議会(le Conseil municipal)はコムーヌの初等教育費支弁の方法を議決する。

コムーヌの通常収入の不足する場合においてはコムーヌ教育評議会の議決する特別課税をもって、もしコムーヌ教育評議会の議決を欠く時は行法権の政令(décret)によって定めた特別課税の方法をもって、この経費を支弁する。この課税は財政法の定めるところにより、毎年4種の主要直接税(au principal des quatre contributiois directs)に付加する(additionnels)100分3を超過することはできない。

コムーヌにおいて独立または他のコムーヌと連合して前項の方法によてもコムーヌ立小学校の経費を支弁することができない時は、その県(départements)の通常資金をもって支弁し、その通常資金が不足するときは県教育評議会の議決する特別課税をもって、もし県教育評議会の議決を欠く時は政令によって定める特別課税の方法をもって支弁する。この課税は財政法の定めるところにより、毎年5種の主要直接税に付加する100分2を超過することはできない。

コムーヌ及び県の資金がなお不足する時は、文部大臣は初等教育のため政府の予算書に示した定額内において補助金を支出する。

毎年予算計画書に添える報告書には前年に支出した金額の使用を明記することを要する。

〈参照〉 (2) 1875年7月19日法(小学校男女教員給与法)第7条

本法によって生ずる経費の増加は1850年3月15日法第40条及び1867年4月10日法(初等教育法)第14条に掲載した資金をもって支弁する。この資金はコムーヌ及び県において4種の主要直接税に100分の4を付加する特別税をもって支弁する。

〈参照〉 (3) 1867年4月10日法(デュルイ法)第9条

本法に則って無償制を実施するコムーヌにおいては公立学校の男子教師及び女子教師の給与を下記のようとする。

第1 固定給 200フラン

第2 不定給 コムーヌ教育評議会及び県教育評議会の意見を聴いて県知事が毎年指定する授業料による定率に従って、出席生徒の人数に応じてこれを算定する。

第3 補給は固定給と不定給とを合わせて男子教員には1850年3月15日法第38条及び1862年4月19日政令(公立小学校教員給与政令)により定めた最小額、女子教員には本法第4条により定めた最小額に達しない場合においてこれを支給する。

(1988年3月)